

西院地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想



平成 26 (2014) 年 3 月
京 都 市

は じ め に



京都市長 門川 大作

多彩なお店や施設などが立ち並び、たくさんの方々が道を行き交う活気に満ちた西院エリア。そうした地域の魅力は、ゆっくり歩いてこそ深く味わうことができます。

お年寄りや障害のある方、小さなお子さん連れの御家族、国内外からお越しの観光客の皆様など全ての方々に、安心・安全、快適にその魅力を感じていただきたい。そして、この西院エリアをもっと好きになっていただきたい。そんな思いを込めて、この度、「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定いたしました。

本構想では、駅やその周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に進めていくための考え方や改善の概要などをお示ししています。今後は、この基本構想をもとに、公共交通事業者や関係行政機関と連携しながら、多くの皆様が待ち望んでおられる阪急西院駅へのエレベーターの整備や京福西院駅のスロープの改修、便利な鉄道の乗継を可能にする阪急と京福を結ぶ新たな改札口の整備、さらには駅周辺道路の段差解消などを着実に進めてまいります。

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組に、皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議において、熱心に御議論、御検討いただきました委員の皆様、並びに多くの貴重な御意見をお寄せくださいました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

目 次

第1章 「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要	
1 西院地区基本構想策定の背景	1
2 西院地区基本構想の位置付け	4
3 目標年次	5
第2章 西院駅周辺の概況	
1 西院駅周辺の特性	6
2 行政区の人口及び高齢化率の推移等	7
3 西院駅周辺の公共交通機関	8
4 西院駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況	9
第3章 西院地区におけるバリアフリー化の方向性	
1 上位計画・関連計画の構成	10
2 西院地区におけるバリアフリー化の方向性	11
3 西院地区基本構想の策定に向けた基本的な考え方	12
4 西院地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
第4章 西院地区の重点整備地区について	
1 生活関連施設	15
2 生活関連経路	16
3 重点整備地区	17
第5章 西院地区の現状に関する御意見と課題	
1 旅客施設に関する御意見	19
2 生活関連経路に関する御意見	22
3 西院地区の課題	24
第6章 西院地区におけるバリアフリー化の概要	
1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要	25
2 道路のバリアフリー化の概要	29
3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要	32
4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要	32
5 「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進	32
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	
1 連絡会議による進行管理	34
2 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信	34
3 その他のバリアフリー化の取組の推進	34
＜参考資料1＞	
第1回「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」 〔現地踏査〕の概要	36
＜参考資料2＞	
「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」 委員等一覧	38

第1章 「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要

京都市では、阪急西院駅及び京福西院駅周辺を対象とした地区（以下「西院地区」といいます。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化※¹）を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づき、「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）を設置し、「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「西院地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

※1 段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、日常生活や社会生活においての様々な障壁（バリア）を取り除くこと

1 西院地区基本構想策定の背景

（1）国内外におけるバリアフリーに向けての動向

国際連合においては、昭和 57 年の総会で、昭和 58 年から平成 4 年までを「国連・障害者の十年」と宣言する「障害者に関する世界行動計画」が決議され、各国が計画的な課題解決に取り組んできました。また、平成 18 年の総会で、国際人権法に基づく人権条約として、「障害者権利条約」が採択されました。

日本においては、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進み、平成 25 年には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる本格的な高齢社会を迎えており、高齢者も社会の担い手の一員として、充実した生活を送ることができる、豊かで活力ある社会をつくることが求められています。

さらに、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

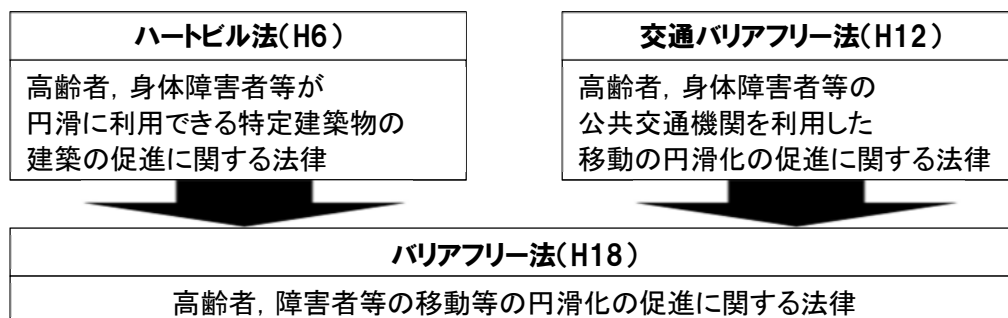
（2）日本におけるバリアフリー施策の経緯

このような社会的背景から、高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成 6 年 9 月に、建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）が、平成 12 年 11 月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設※²、車両※³、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行されました。また、平成 18 年 12 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー法」が施行されました。

※2 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル等

※3 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両等

＜参考＞バリアフリー施策の経緯



(3) 京都市におけるバリアフリー施策の経緯

京都市では、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会の実現に向け、平成14年10月に京都市独自に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」において、総合的かつ計画的にバリアフリー化を促進するため、「重点整備地区」を14地区選定し、地区内の25旅客施設について、平成22年度末までに計画的にバリアフリー化を進めてきました。

また、平成17年4月には、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、同条例に定める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、交通施策だけでなく、まちづくり、ものづくり、情報やサービスの提供等あらゆる施策において、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、バリアをつくらない、又はバリアを限りなく少なくする事業を進めています。

さらに、平成22年1月には、クルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指して、「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定し、「バリアフリー化の推進」を実施プロジェクトに位置付けるとともに、同戦略の行動規範として「歩くまち・京都」憲章」を制定しました。

(4) 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定

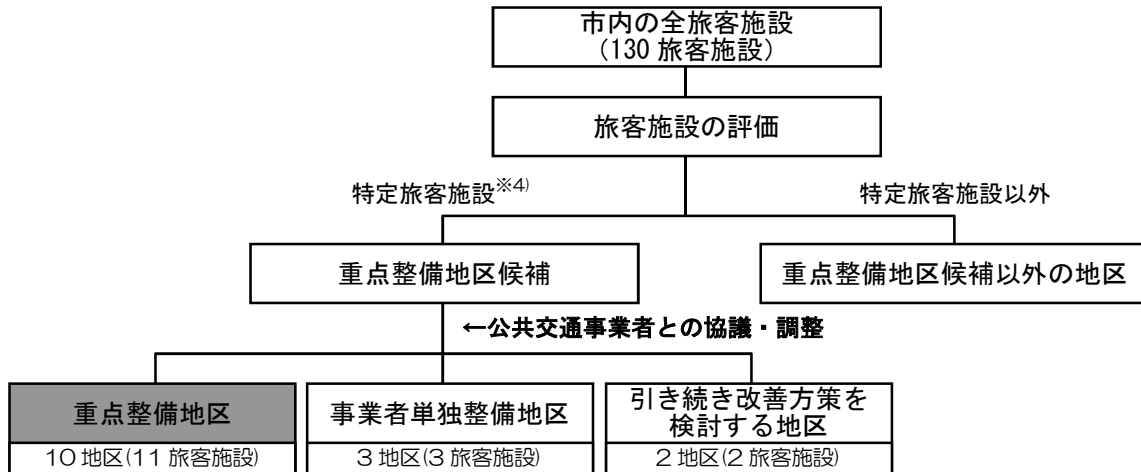
ア 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」策定の趣旨

京都市では、平成14年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。国においても、平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32年度を目標年次としたより高い水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成24年3月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

イ 重点整備地区の選定と基本構想の策定

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の130の旅客施設の中から10地区の「重点整備地区」（11旅客施設）を選定しました。西院地区においては、平成25年度からJR藤森地区及び深草地区とともに基本構想策定に向けた取組を始めました。



図－１ 重点整備地区の選定の流れ

※４ 特定旅客施設の要件

- ① 平均利用者が 3,000 人/日以上で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準※５」を満たしていない旅客施設は、すべて「特定旅客施設」とする。
- ② 平均利用者が 3,000 人/日未満で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設のうち、周辺状況等、地域の実情からバリアフリー化整備が必要であると評価したものを「特定旅客施設」とする。

※５ 公共交通移動等円滑化基準：バリアフリー法に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定めたもの

表－１ 重点整備地区と基本構想策定時期

公共交通事業者名 グループ名	JR 西日本	京 阪	阪 急	京 福	基本構想 策定時期
グループ A	太秦駅 JR 藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾大社駅		平成 24 年度 ～ 平成 30 年度
グループ B	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループ A 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループ B 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの、バリアフリー化整備に向けて、調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区

平成24年度に策定済み

2 西院地区基本構想の位置付け

(1) 西院地区基本構想の内容

「西院地区基本構想」では、高齢者や障害のある方などの日常生活における移動や施設を利用する上での利便性・安全性の向上を図るべく、関係者が互いに連携し、阪急西院駅及び京福西院駅や周辺道路などのバリアフリー化の重点的・一体的な推進を目指すため、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画及び関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や今後実施すべきバリアフリー化の概要などを定めます。

(2) 西院地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

「西院地区基本構想」の策定後は、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが、国の定める「移動等円滑化基準」に基づき、バリアフリー化に向けた整備を図るための計画である「特定事業計画」を作成し、それに基づき、旅客施設や周辺道路等の整備を行います。特定事業計画とは、次に掲げるものです。

ア 公共交通特定事業計画

公共交通事業者（鉄道事業者等）が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

イ 道路特定事業計画

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

ウ 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場管理者が、障害のある方が利用できる駐車スペースの確保等により、「重点整備地区」内の路外駐車場のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

エ 都市公園特定事業計画

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

オ 建築物特定事業計画

建築主等が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の建築物のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

カ 交通安全特定事業計画

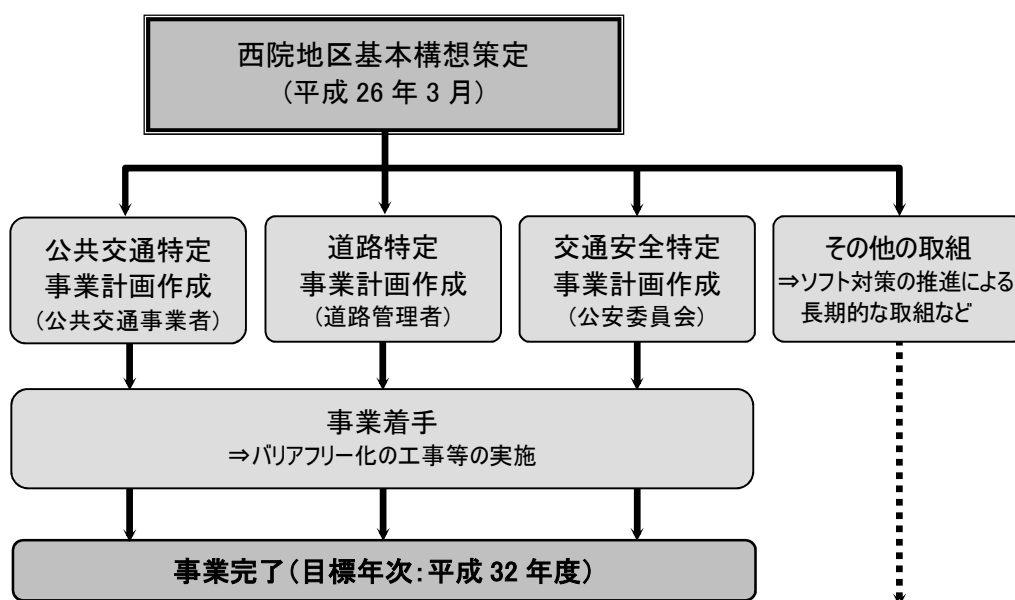
公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、すべての国民の責務である「心のバリアフリー」を推進します。

3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度までに、「西院地区」内のバリアフリー化が完了するよう努めます。

併せて、ソフト対策などのその他の取組については、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。



図ー２ 西院地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

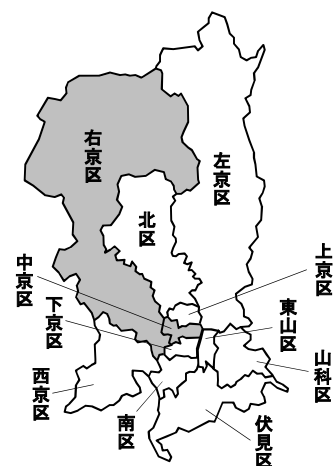
第2章 西院駅周辺の概況

西院駅周辺には、官公庁施設、商業施設、医療施設などが立地しています。西院駅周辺の特性、中京区及び右京区の人口及び高齢化率の推移、西院駅周辺の公共交通機関、施設の立地状況及び道路の現況を示します。

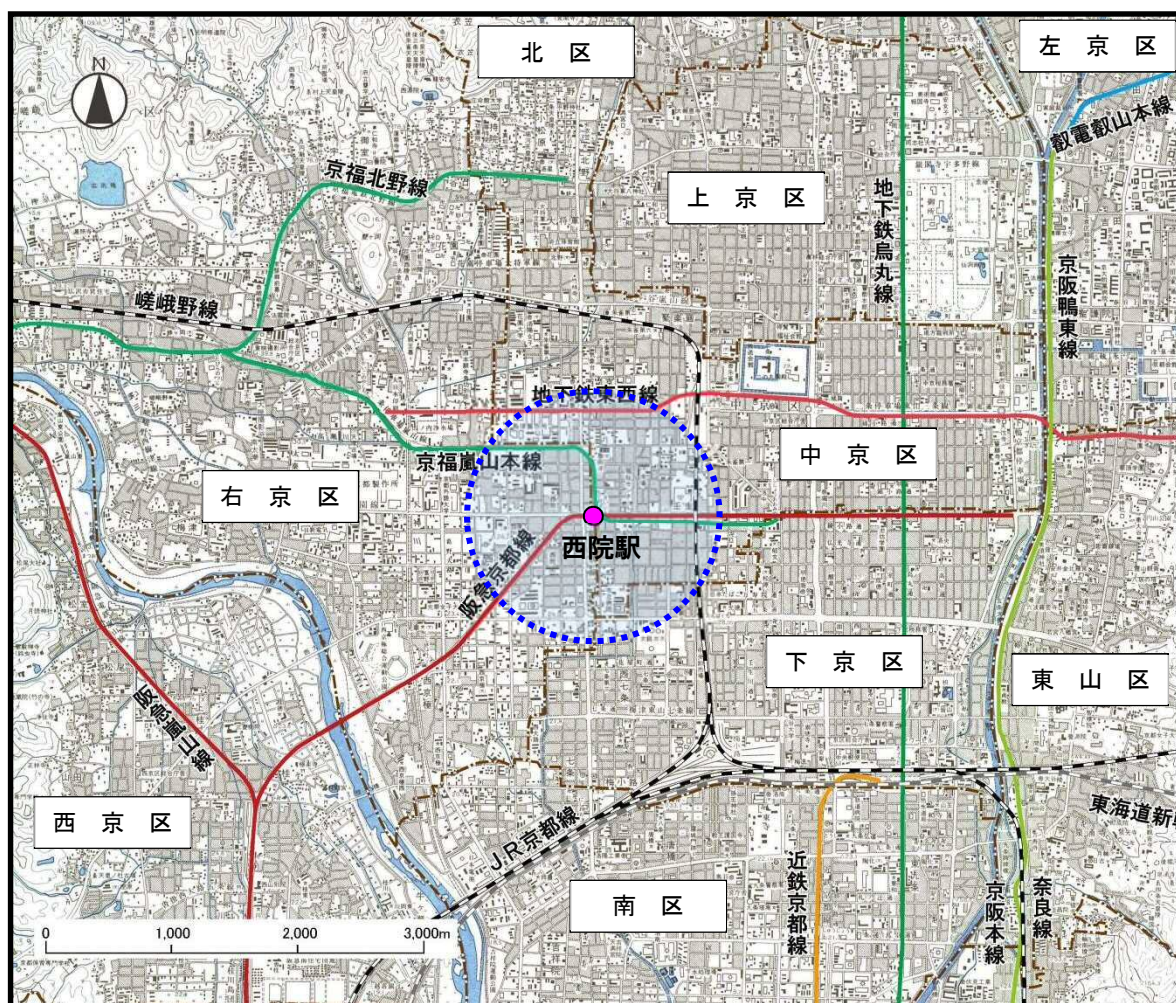
1 西院駅周辺の特性

西院駅は、中京区と右京区の境界付近に位置しており、官公庁施設、商業施設、医療施設など、生活に密着した施設が集積しています。

旅客施設としては、阪急西院駅や京福西院駅等があるほか、多くの路線バスが発着するなど、交通結節点としての機能が充実しています。また、南北の主要な道路として西大路通、東西の主要な道路として三条通や四条通があります。



図－3 中京区及び右京区の位置



図－4 西院駅の位置

2 行政区の人口及び高齢化率の推移等

西院駅周辺の2行政区（中京区、右京区）について平成7年と平成22年を比較すると、総人口は約20,000人増加しており、高齢化率は8ポイント増加しています。また、西院駅周辺の4学区※
 1)（朱雀第五、朱雀第七、西院第一、西院第二）について平成7年と平成22年を比較すると、総人口は約4,300人増加しており、高齢化率は5ポイント増加しています（表－2）。

また、2行政区の障害者手帳の交付数は17,311件、療育手帳の交付数は2,313件となっています（表－3）。

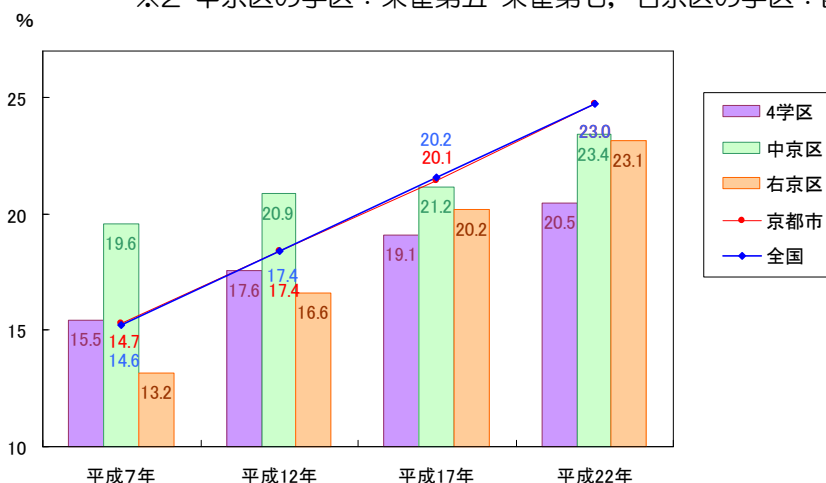
※1 学区とは国勢調査の際に用いる国勢統計区を示します。

表－2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率※1)の推移（国勢調査結果を基に作成）

年	4学区※2)			2行政区（中京区、右京区）			京都市	全国平均
	総人口 （人）	高齢者人口 （人）	高齢化率 （％）	総人口 （人）	高齢者人口 （人）	高齢化率 （％）	高齢化率 （％）	高齢化率 （％）
平成7年	32,151	4,945	15.5	288,662	43,712	15.2	14.7	14.6
平成12年	33,185	5,687	17.6	290,611	51,174	18.0	17.4	17.4
平成17年	34,502	6,395	19.1	304,485	61,137	20.5	20.1	20.2
平成22年	36,445	7,085	20.5	308,249	68,759	23.2	23.0	23.0

※1 高齢化率は、総人口から年齢不詳の人口を除いて算出しています。

※2 中京区の学区：朱雀第五・朱雀第七、右京区の学区：西院第一・西院第二

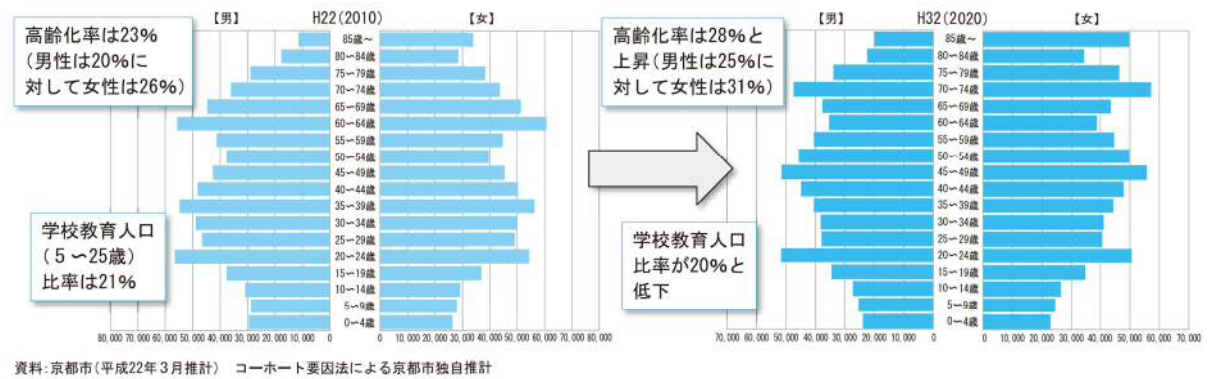


図－5 高齢化率の推移（国勢調査結果を基に作成）

表－3 2行政区の障害別の障害者数（平成24年京都市統計書）

	総人口 （人）	障害者手帳交付数（件）						療育手帳 交付数 （件）	精神障害者 保健福祉 手帳交付数 （件）
		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計		
京都市	1,474,015	6,075	6,512	871	41,565	24,691	79,714	11,997	11,549
2行政区	308,249	1,297	1,439	224	9,160	5,191	17,311	2,313	—
2行政区の占める割合（％）	20.9	21.3	22.1	25.7	22.0	21.0	21.7	19.3	—

＜参考＞京都市の人口ピラミッドの推移の見込み（平成 22（2010）年→平成 32（2020）年）



出典：京都市基本計画

3 西院駅周辺の公共交通機関

(1) 鉄道・軌道

平成 24 年度の阪急西院駅及び京福西院駅の 1 日平均利用者数は表－4のとおりです。

表－4 駅の 1 日の利用状況

駅 名	1 日平均利用者数 (人)	1 日の運行本数 (本)	
		平日	土曜・休日
西 院 駅 (阪急電鉄)	39,347	373	279
西 院 駅 (京福電気鉄道)	3,232	241	214

(2) 路線バス

平成 25 年 10 月現在，京都市交通局，京都バス，京阪京都交通が運行しており，西大路通や四条通を中心にバス停が設けられています。

表－5 路線バスの 1 日の運行状況

バス停	事業者	系統数	系 統	1 日の運行便数 (便) ※2)		
				平 日	土 曜	休 日
西大路四条	京都市交通局※1)	16	3,8,11,13,26,27,28,29,67,69,71,75,91,202,203,205	1,182.0	956.5	894.0
	京 都 バ ス	4	71,73,74,75	47.0	43.0	43.0
	京阪京都交通	1	—	45.5	45.5	42.5
	計	21	—	1,274.5	1,045.0	979.5

※1 京都市交通局の運行便数については，平成 25 年 3 月 23 日実施の運転計画の数値

※2 1 往復を 1 便として計上し，京都市交通局が運行する 202 号，203 号，205 号の循環系統については，1 周を 1 便として計上

4 西院駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況

西院駅周辺には、官公庁施設（右京税務署）、商業施設（アフレ西院、ジョーシン京都1番館、ライフ壬生店）、医療施設（京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院、西京病院）などが立地しています。

また、周辺の道路状況は、南北の主要な道路として、西大路通があり、幅員の広い歩道が整備されています。また、東西の主要な道路として、三条通や四条通があり、それぞれ歩道が整備されていますが、幅員が狭くなっている箇所があります。地区全体としては、電柱等が通行の障害となっているほか、西大路四条交差点を中心に違法駐輪が多いなどの課題があります。

西院駅周辺の施設の立地状況を図-6に示します。

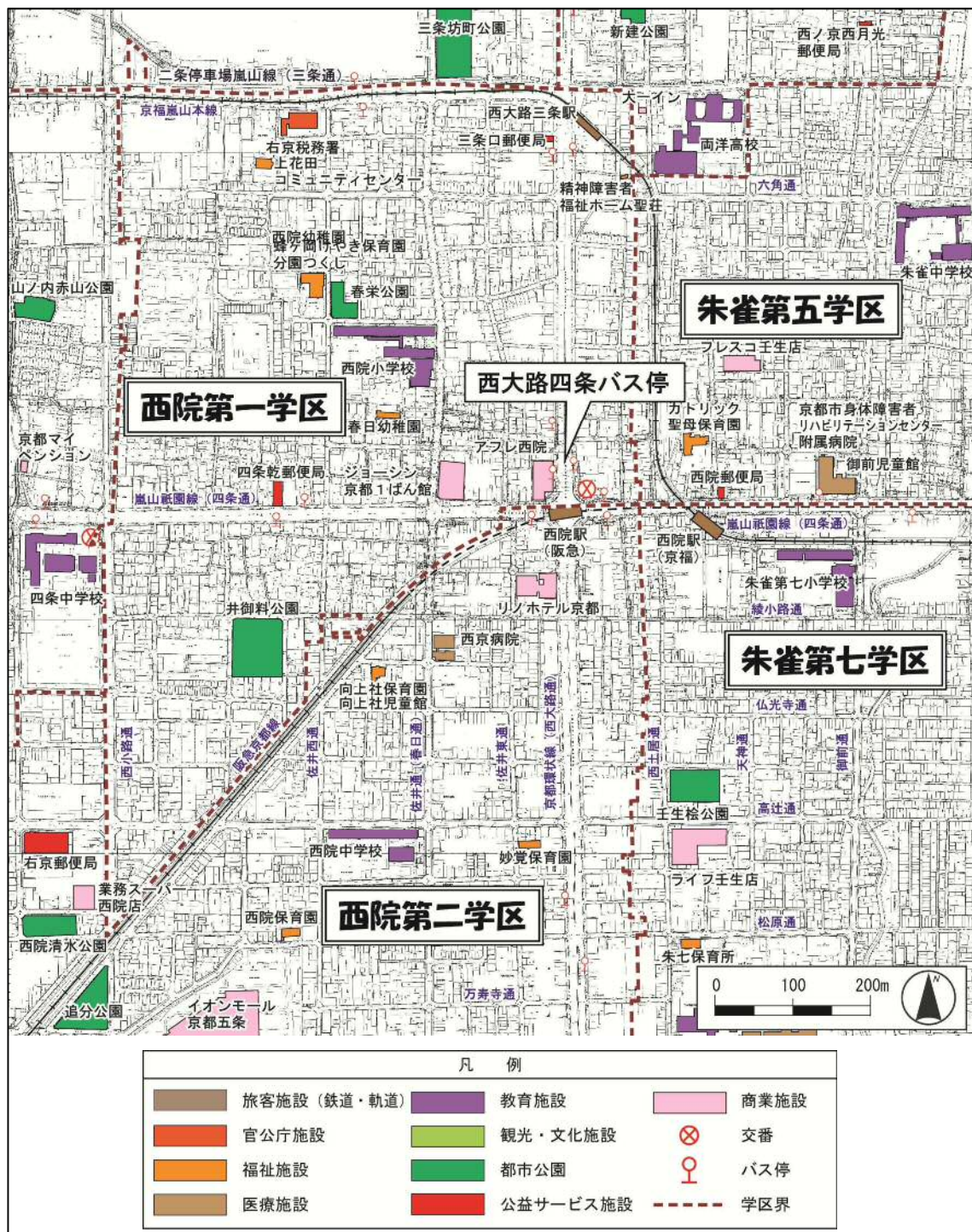


図-6 西院駅周辺の施設の立地状況

第3章 西院地区におけるバリアフリー化の方向性

「西院地区基本構想」は、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」や「京都市都市計画マスタープラン」などの計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”との整合性を保ちながら策定すべきものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となります。

「西院地区基本構想」の策定に当たっては、中京区及び右京区のまちづくりの方向性を踏まえ、^うえて、「西院地区」の目指す姿を整理することとします。

1 上位計画・関連計画の構成

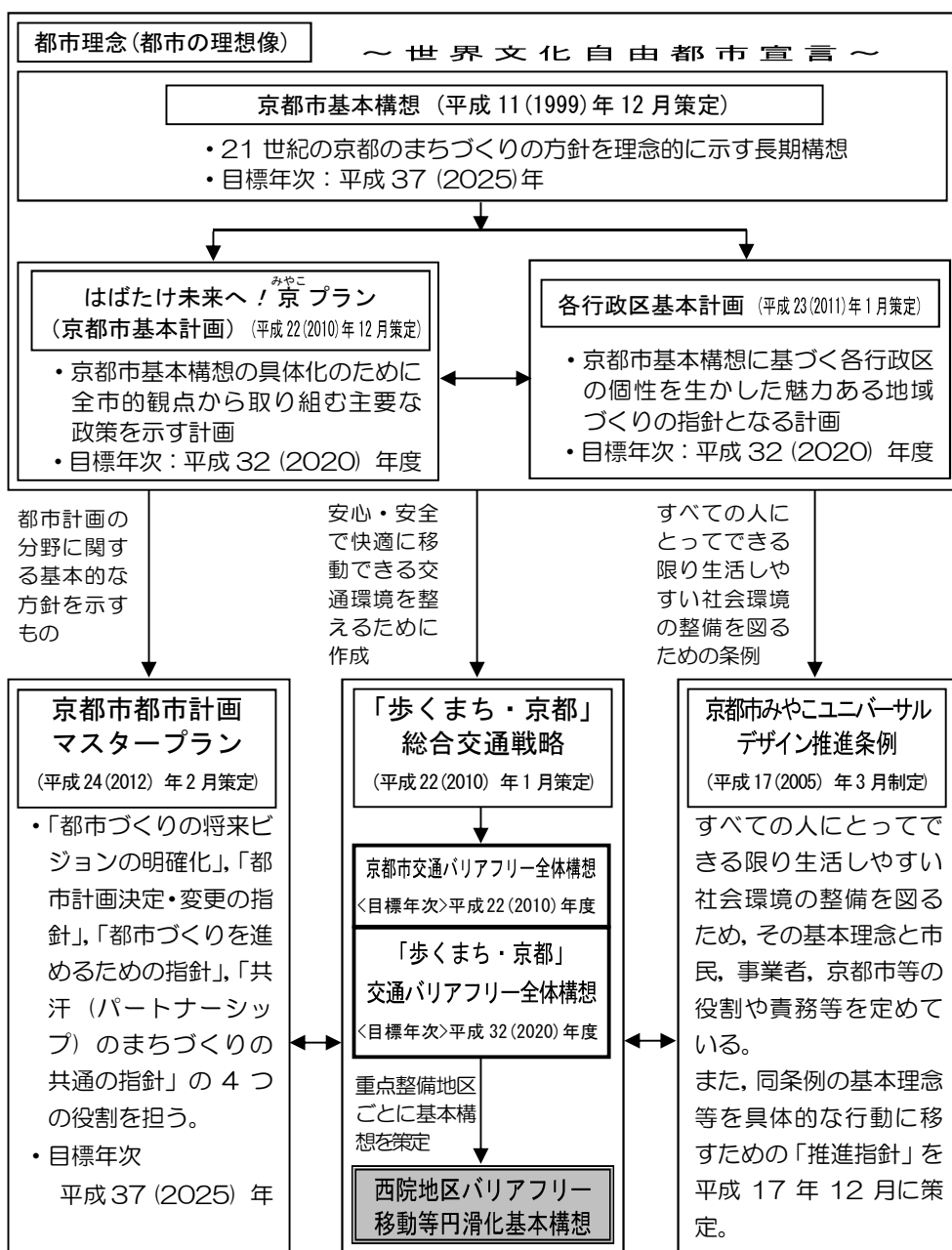


図-7 上位計画・関連計画の構成

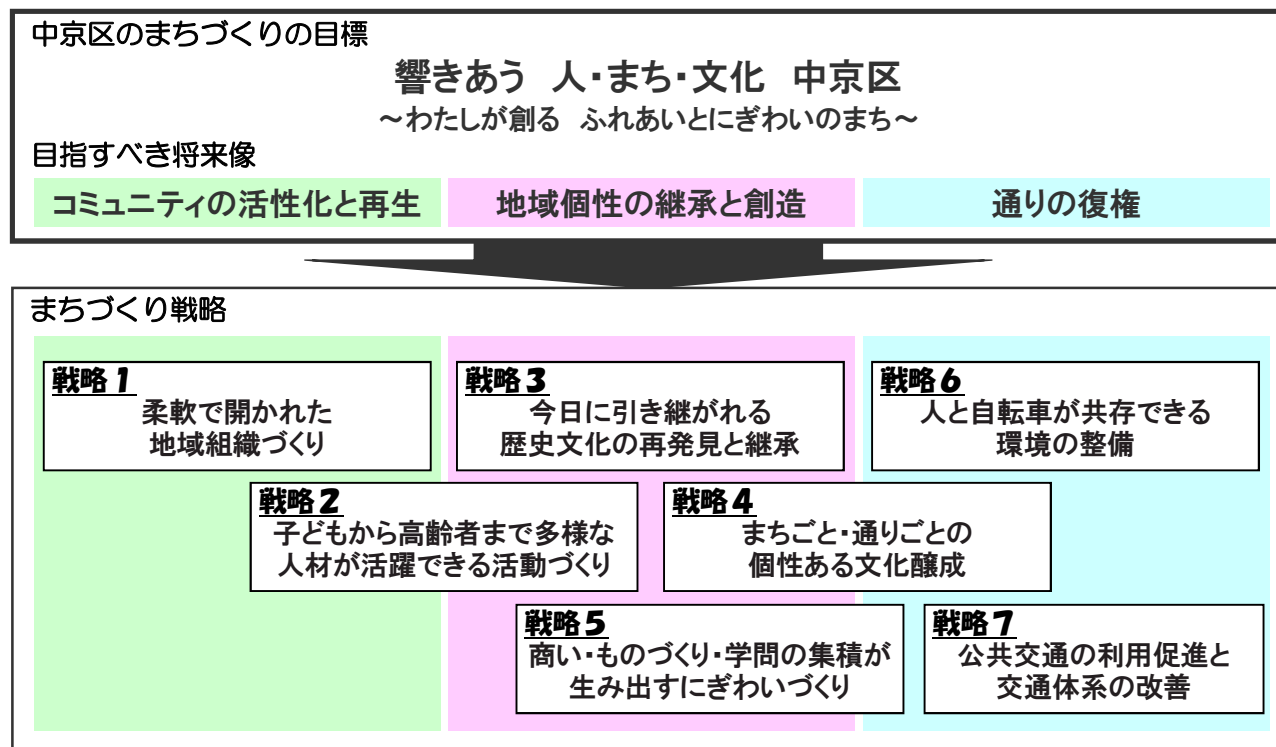
2 西院地区におけるバリアフリー化の方向性

京都市では、「京都市基本構想」を受けて、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」を策定しています。さらに、各行政区では、「京都市基本構想」に基づいて、個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる各区基本計画を策定しています。

「西院地区」がある中京区及び右京区で策定されている基本計画に基づき、「西院地区」におけるバリアフリー化の方向性を示します。

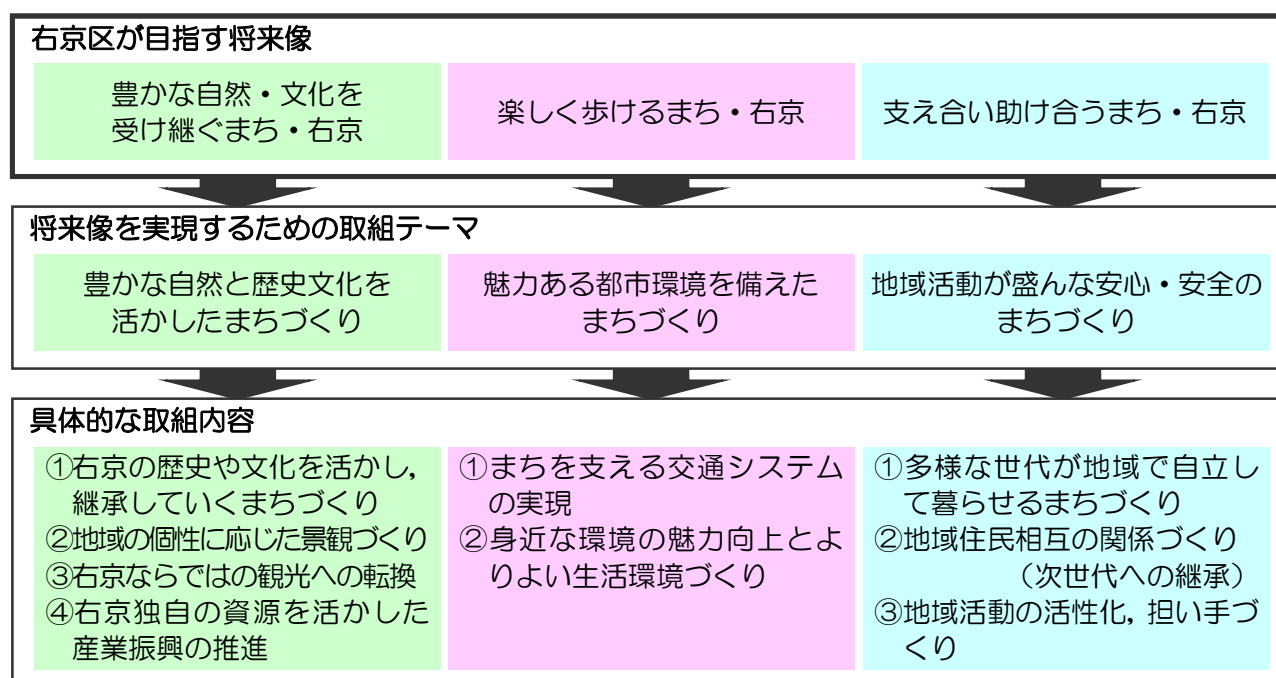
(1) 中京区のまちづくり

中京区のまちづくりの方向性は、「中京区基本計画」において、次のとおり示されています。



(2) 右京区のまちづくり

右京区のまちづくりの方向性は、「右京かがやきプラン」において、次のとおり示されています。



(3) 西院地区におけるバリアフリー化の方向性

「中京区基本計画」及び「右京かがやきプラン」を踏まえ、「西院地区」のバリアフリー化を推進するための方向性を次のとおりとします。

ア だれもが楽しく往来できるまち

鉄道やバスの交通結節点として、駅やその周辺道路の移動環境の整備を行い、地域住民や来訪者、高齢者や障害のある方などを含むすべての人が、楽しく往来することができ、買い物などに気兼ねなく出かけられる、歩いて楽しいまちを目指します。

イ 地域の中心としての魅力あるまち

西院地区には、商業施設（アフレ西院、ジョーシン京都1番館、ライフ壬生店）、医療施設（京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院、西京病院）があり、これらの生活利便施設の立地を生かした、地域の中心としての魅力あるまちを目指します。

ウ 支え合い助け合いながら、ふれあい・にぎわいあるまち

地域コミュニティを育みながら、高齢者や障害のある方などへの理解を深めるとともに、手助けなどの協力を地域ぐるみで行えるまちづくりを推進し、地域活力が感じられるまちを目指します。

3 西院地区基本構想の策定に向けた基本的な考え方

(1) ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

ア 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。

イ 旅客施設及びその周辺道路等の整備については、「西院地区基本構想」に示した事業内容のみならず、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けた長期的な取組についても、可能な限り進めます。

ウ 旅客施設及び車両等（ハード面）の整備のみならず、すべての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、お互いを理解し、助け合える取組（ソフト面の対策）を積極的に行います。

エ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進め、すべての人が安心・安全に移動できるように努めます。

(2) 地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障害のある方をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、市民や利用者代表等が参画する連絡会議の開催やパブリックコメントの実施等により多くの方の御意見をお聴きし、可能な限り「西院地区基本構想」に反映します。

4 西院地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

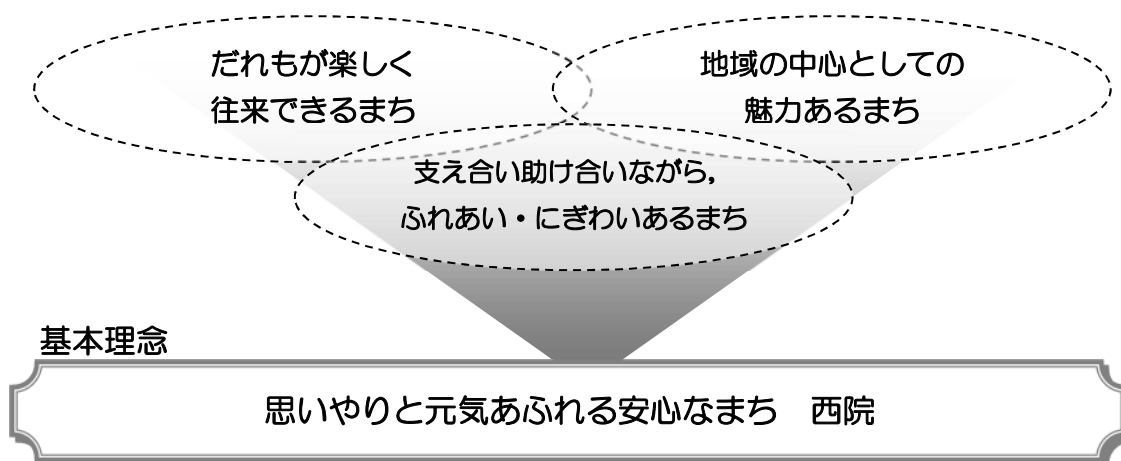
「西院地区」のバリアフリー化の推進に当たっては、地区の特性及びバリアフリー化の方向性に加え、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」の基本目標である「京都の豊かな蓄積を資源として、国際社会の取組との協調を図り、すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる、活力に満ちた社会の実現」を踏まえ、「西院地区」のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を次のとおり定めます。

(1) 西院地区のバリアフリー化推進に係る基本理念

「西院地区」には、阪急西院駅や京福西院駅などの旅客施設のほか、官公庁施設や商業施設、医療施設などが立地しており、これらの施設間をすべての人が快適に安心して移動できる環境を整備します。こうした施設整備だけではなく、地域コミュニティを育みながら、支え合い、助け合いを推進することなどにより、ふれあいとにぎわいが感じられるまちの形成を目指します。

これらを踏まえて、「西院地区」の基本理念を「思いやりと元気あふれる安心なまち 西院」とします。

西院地区のバリアフリー化の方向性



(2) 西院地区のバリアフリー化推進に係る基本方針

ア だれもが利用しやすい交通結節点としてのバリアフリー化の推進

阪急西院駅や京福西院駅との乗り換えをはじめ、バス、タクシーなどの各種交通手段相互の乗換えができる交通結節点として、高齢者や障害のある方、妊産婦、国内外からの観光客、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設整備を推進します。

また、「西院地区」への来訪者にも配慮して、各種交通手段相互の乗り換え時などにも分かりやすい情報案内設備とするなど、だれもが利用しやすい旅客施設を目指します。

イ 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路において、段差の解消や勾配の改善などにより、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるように、バリアフリー化を図ります。それ以外の道路についても、道路の改修等と併せて、順次、バリアフリー化を図ります。

ウ 地域の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

「西院地区基本構想」の策定に当たっては、市民をはじめとする利用者の意向を十分に反映させるとともに、事業の着実な推進を図るための進行管理を行います。

エ 「心のバリアフリー」「情報バリアフリー」の推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、積極的な声かけの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリーに関する有効な情報発信について検討し、だれもが必要な情報を入手し、利用できるようにすることで、情報の格差をなくした「情報バリアフリー」を推進します。

第4章 西院地区の重点整備地区について

基本構想では、安心・安全で円滑な移動ができるためのバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」※¹⁾や「生活関連経路」※²⁾を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。

※1 「生活関連施設」：旅客施設及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設

※2 「生活関連経路」：「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路

1 生活関連施設

「西院地区」周辺の施設について検討した結果、「生活関連施設」を次のとおり抽出しました。

表－6 生活関連施設

区 分	名 称	摘 要
旅 客 施 設	西院駅（阪急電鉄） 西院駅（京福電気鉄道）	・1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
官公庁施設	右京税務署	・多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
医 療 施 設	京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院 西京病院	
商 業 施 設	アフレ西院 ジョーシン京都1番館 ライフ壬生店	

※「生活関連施設」の位置は、18ページの図－8参照

2 生活関連経路

「西院地区」の「生活関連経路」を表－7及び図－8に示します。

表－7 生活関連経路

生活関連 経 路	路 線 名 (区 間)
①	一般府道 二条停車場嵐山線（三条通） （ 右京税務署 ～ 生活関連経路③ ）
②	一般市道 佐井通（春日通） （ 生活関連経路① ～ 生活関連経路④ ）
③	主要市道 京都環状線（西大路通） （ 生活関連経路① ～ 阪急西院駅 ）
④	主要市道 嵐山祇園線（四条通） （ 生活関連経路② ～ 阪急西院駅 ）
⑤	主要市道 嵐山祇園線（四条通） （ 阪急西院駅 ～ 御前通 ）
⑥	一般市道 佐井通（春日通） （ 生活関連経路④ ～ 生活関連経路⑧ ）
⑦	主要市道 京都環状線（西大路通） （ 阪急西院駅 ～ 生活関連経路⑧ ）
⑧	一般市道 高辻通 （ 生活関連経路⑥ ～ 生活関連経路⑦ ）
⑨	一般市道 高辻通 （ 生活関連経路⑦ ～ 一般市道 天神道 ）

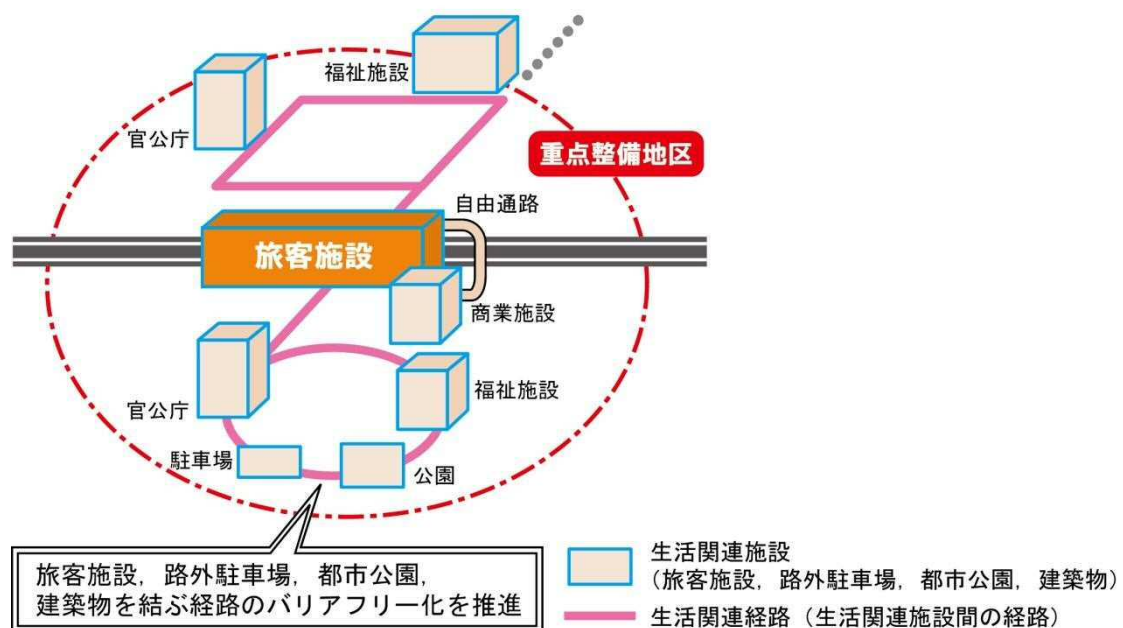
※「生活関連経路」の位置は、18 ページの図－8参照

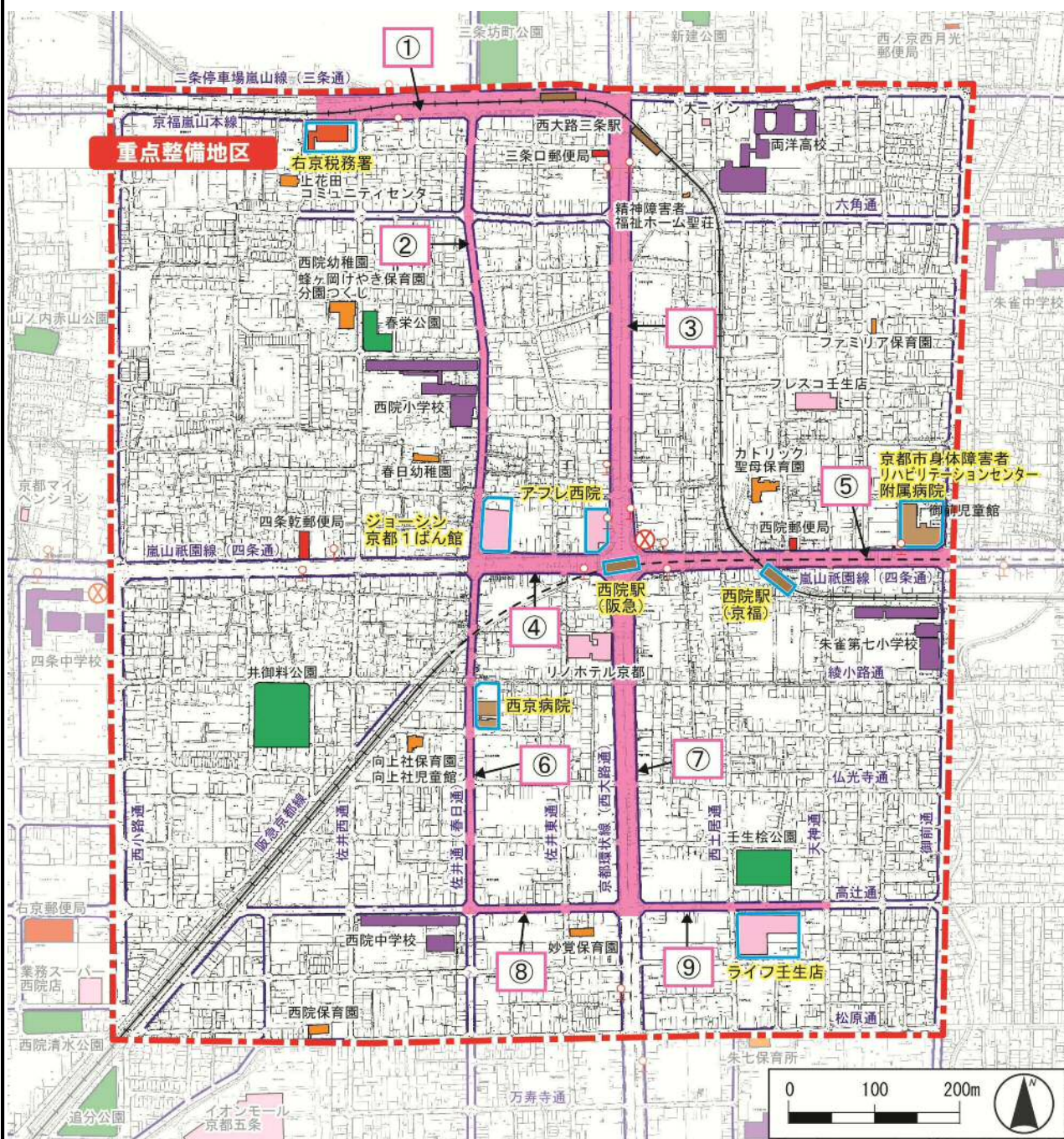
3 重点整備地区

「西院地区」では、図-8 の区域を「重点整備地区」としました。「重点整備地区」の区域については、道路などを境界としました。

「生活関連施設」、「生活関連経路」及び「重点整備地区」の区域を図-8に示します。

＜参考＞「重点整備地区」におけるバリアフリー化のイメージ





※黄色文字は生活関連施設

凡 例					
	旅客施設（鉄道・軌道）		教育施設		商業施設
	官公庁施設		観光・文化施設		交番
	福祉施設		都市公園		バス停
	医療施設		公益サービス施設		歩道
					重点整備地区
					生活関連施設
					生活関連経路

図一 8 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域

第5章 西院地区の現状に関する御意見と課題

「西院地区基本構想」の策定に当たっては、連絡会議において数多くの御意見をいただくとともに、現地踏査を行い、駅や道路などの課題について意見交換を行いました。「西院地区」の旅客施設や「生活関連経路」の現状に対する御意見と課題は次のとおりです。

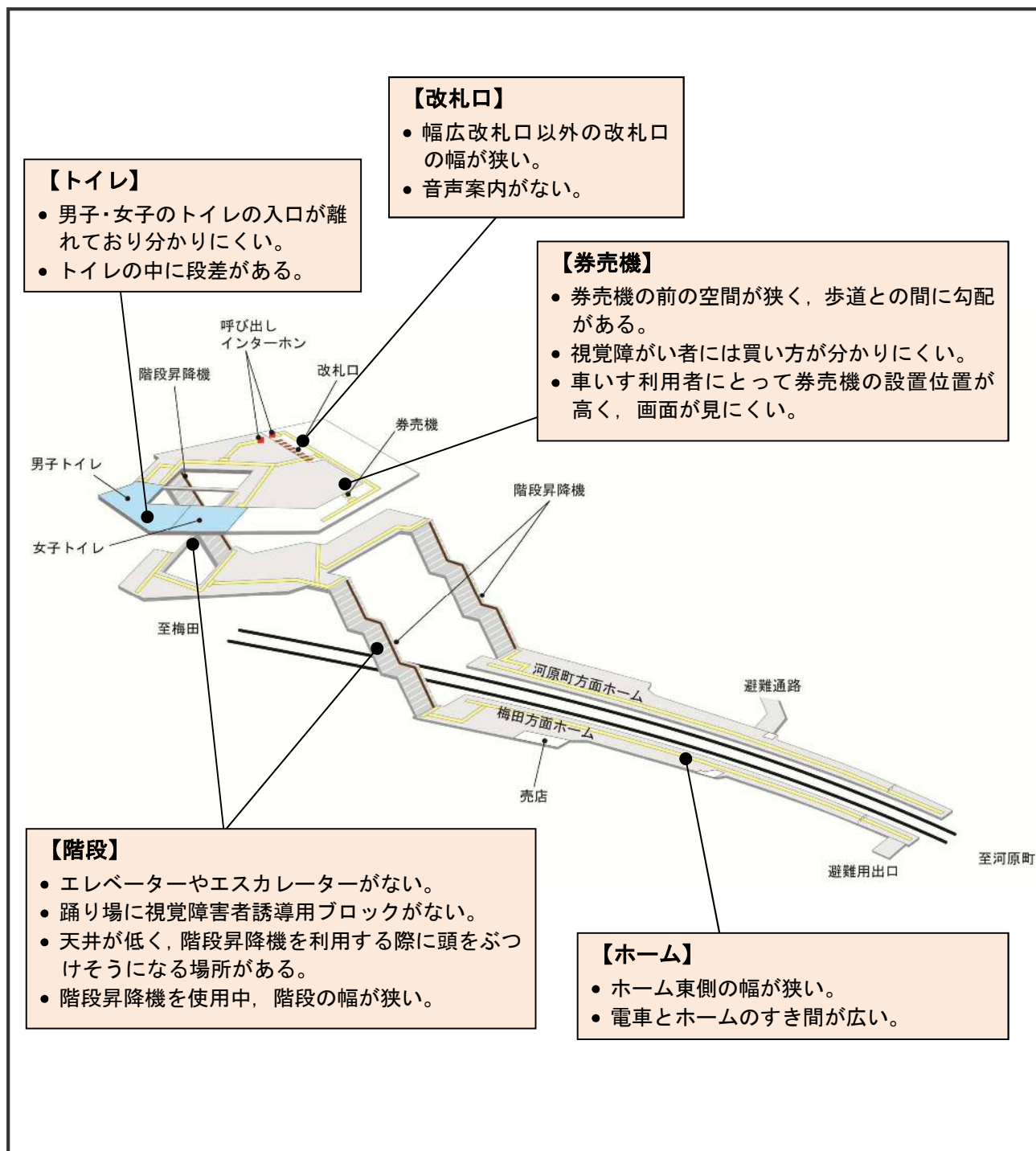
1 旅客施設に関する御意見

(1) 阪急西院駅

阪急西院駅のバリアフリー状況を表－8、阪急西院駅に関する主な御意見を図－9に示します。

表－8 阪急西院駅のバリアフリー状況（平成25年10月現在）

鉄道事業者名		阪急電鉄
路線名		京都線
駅名		西院駅
駅の構造		地下駅
1日平均利用者数		39,347人
段差解消の状況	出入口～改札口（改札外）	・段差なし
	改札口～ホーム（改札内）	・段差あり（車いす用階段昇降機あり）
視覚障害者誘導用ブロック		・出入口から券売機、改札口、階段への視覚障害者誘導用ブロックあり
運行情報設備	音声案内	・河原町方面：あり（行先、接近の案内のみ） ・梅田方面：あり（種別、行先、接近の案内）
	文字情報	・河原町方面：あり（全て河原町行きのため接近表示のみ） ・梅田方面：あり（発車時刻、種別、行先、停車駅、接近表示）
点字料金表示		・券売機横にあり
トイレ		・多機能トイレあり（車いす・オストメイト対応） ・ベビーベッドあり（女子トイレのみ） ・トイレレイアウト図（点字）あり
休憩施設		・ベンチあり
転落防止対策		・ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線あり） ・ホーム端での転落防止対策あり ・転落支障報知装置あり
券売機		・車いす対応券売機あり
改札口		・7箇所のうち、1箇所が幅広改札口



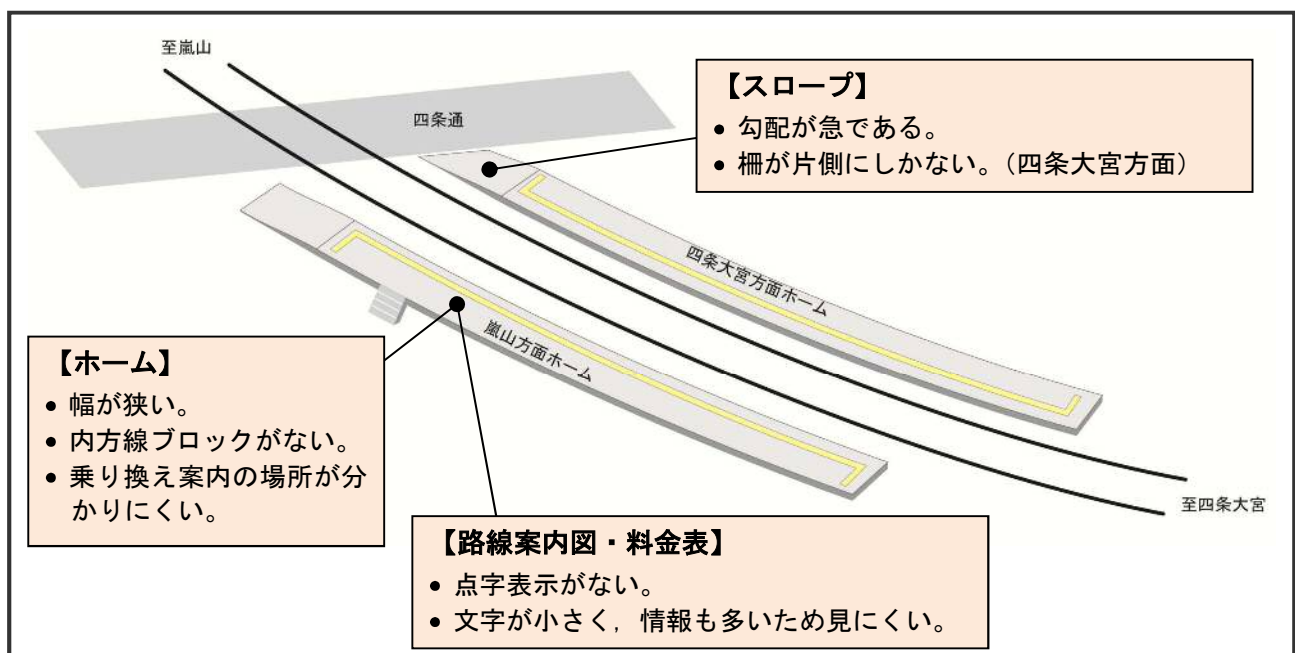
図－９ 阪急西院駅に関する主な御意見

(2) 京福西院駅

京福西院駅のバリアフリー状況を表－9、京福西院駅に関する主な御意見を図－10に示します。

表－9 京福西院駅のバリアフリー状況（平成 25 年 10 月現在）

鉄道事業者名		京福電気鉄道
路線名		嵐山本線
駅名		西院駅
駅の構造		地上駅
1 日平均利用者数		3,232 人
段差解消の状況	出入口～ホーム	・段差あり（スロープ※あり） ※基準値（8％）以上の勾配
視覚障害者誘導用ブロック		・なし
運行情報設備	音声案内	・なし
	文字情報	・なし
点字料金表示		・なし
トイレ		・なし
休憩施設		・ベンチあり
転落防止対策		・ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線なし） ・ホーム端での転落防止対策あり
券売機		・なし
改札口		・なし



図－10 京福西院駅に関する主な御意見

2 生活関連経路に関する御意見

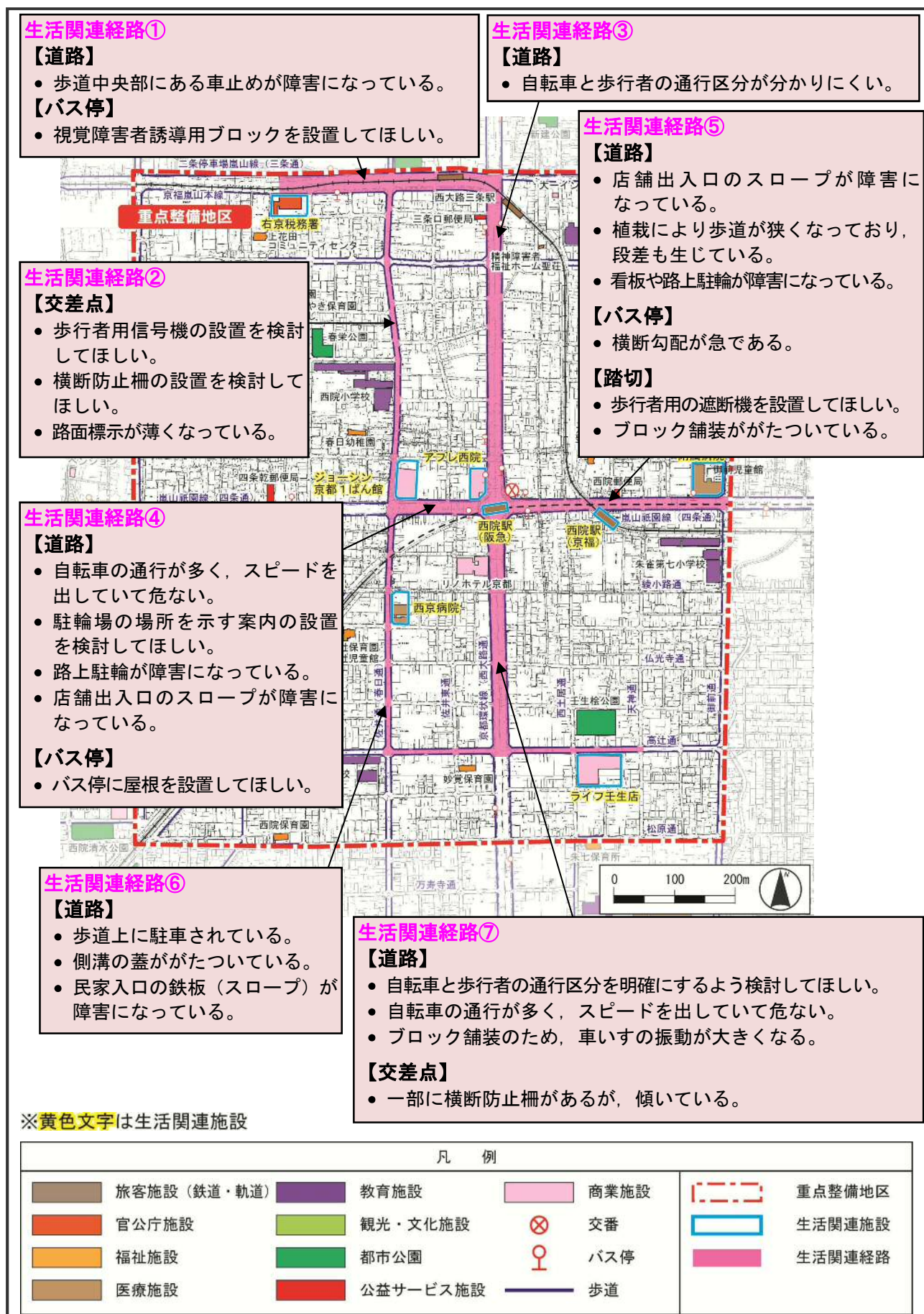
「西院地区」における「生活関連経路」について、「生活関連経路」全体に共通する主な御意見を表－１０に、各「生活関連経路」についての主な御意見を図－１１に示します。

表－１０ 生活関連経路に関する主な御意見（共通）

道 路	• 歩道が狭い。 • 視覚障害者誘導用ブロックが色あせて見にくい。 • グレーチング※の網目が大きい。 • マンホールの周辺などで舗装が凸凹している。 • 電柱が障害になっている。 • 車道からの乗り入れ部により、勾配が急な箇所がある。
交 差 点	• 歩行者用信号機への音響装置の設置を検討してほしい。 • 歩行者だまりが狭い。 • 車道へのすり付け勾配が急な箇所がある。 • 視覚障害者誘導用ブロックがマンホールなどで途切れている箇所がある。 • 電柱や信号柱が障害になっている。
バ ス 停	• 時刻表の文字が小さくて見えにくい。

※ グレーチングとは、金属製の溝蓋のことをいいます。





図－１１ 各生活関連経路に関する主な御意見

3 西院地区の課題

阪急西院駅、京福西院駅及び「生活関連経路」の現状に関する御意見を踏まえた「西院地区」の課題は表－１１のとおりです。

表－１１ 西院地区の課題

阪急西院駅・京福西院駅	<u>すべての人が円滑に移動できる経路がない</u> - 阪急西院駅においては、改札口から各ホームへは階段による上下移動が必要であり、車いすを利用される方の移動には車いす用階段昇降機が必要となっている。また、京福西院駅においては、出入口からホームへとスロープが設置されているが、勾配が基準値以上となっている。 <u>分かりやすい情報提供がされていない</u> - 乗り換え案内の場所が分かりにくいことや、路線案内図や料金表が見えにくい。 <u>誰もが使いやすいトイレではない</u> - 阪急西院駅においては、トイレの入口の位置が分かりにくく、トイレ内に段差もある。 <u>その他さまざまな設備等にも課題がある</u> - 阪急西院駅においては、券売機の設置位置が高い。また、京福西院駅においては、スロープの柵が片側にしかない。
生活関連経路	<u>歩道に段差や勾配が急な箇所等がある</u> - 生活関連経路となっている道路すべてに歩道が整備されているが、段差や勾配が急な箇所がある。また、歩道の幅が狭い箇所も多い。 <u>歩行者が安全に通行できる環境が少ない</u> - グレーチングの網目が大きく歩きにくい、電柱が通行の支障となっている箇所が多い。

第6章 西院地区におけるバリアフリー化の概要

「西院地区」におけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針及び課題を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが「西院地区」において実施するバリアフリー化などの概要を示します。

旅客施設や道路などのバリアフリー化については、次の2つに区分しています。

① 特定事業

特に必要性・緊急性の高い事業として、国が定める「移動等円滑化基準」に適合させて、原則として、平成32年度までに完了させる事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）

② その他の取組

「西院地区」内において実施される①以外の事業やソフト施策等の取組

なお、特定事業については、「西院地区基本構想」策定後、公共交通事業者（鉄道・軌道事業者）、道路管理者（京都市）、公安委員会（京都府公安委員会）が、具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要

阪急西院駅及び京福西院駅のバリアフリー化に当たっては、既存の駅舎の建て替えによる改札口の地下化、阪急西院駅東側のビルの建て替えや改築による改札口の新設やエレベーターの設置等により、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上などを図ります。

（1）阪急西院駅のバリアフリー化の概要

ア バリアフリー経路の確保

既存の駅舎については、出入口から改札階、ホーム階を結ぶエレベーターの整備による段差解消のほか、東側に改札口とエレベーターを整備することにより、駅東側地区から駅を利用しやすくするとともに、交通結節点として、京福西院駅との乗り換えも円滑にできるようにします。

イ 情報案内設備の整備

エレベーターや改札口、トイレなどへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善などにより、すべての人にとって分かりやすい案内情報を提供します。

ウ トイレの整備

多機能トイレの改良などにより、すべての人が使いやすいトイレとなるよう整備します。

（2）京福西院駅のバリアフリー化の概要

ア バリアフリー経路の確保

四条大宮方面ホームのスロープの整備による段差解消のほか、嵐山方面ホームを移設することにより、阪急西院駅との乗り換えも円滑にできるようにします。

イ ホームにおける転落防止対策

より安全な旅客施設とするため、転落防止対策として、ホームの内側を示す内方線ブロックを整備します。

(3) 長期的な課題の検討

「西院地区」内のすべての旅客施設における長期的な課題の検討に関する考え方は次のとおりです。

ア 様々な設備の改善の検討

今後、設備の更新時期などにあわせ、可能な限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示のあり方の検討

旅客施設等を利用される方にとって、できる限り分かりやすい案内表示となるよう、関係者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口の段差を縮小するなど、「西院地区」内の旅客施設以外の駅においても共通の課題となっている事項の検討を進めます。

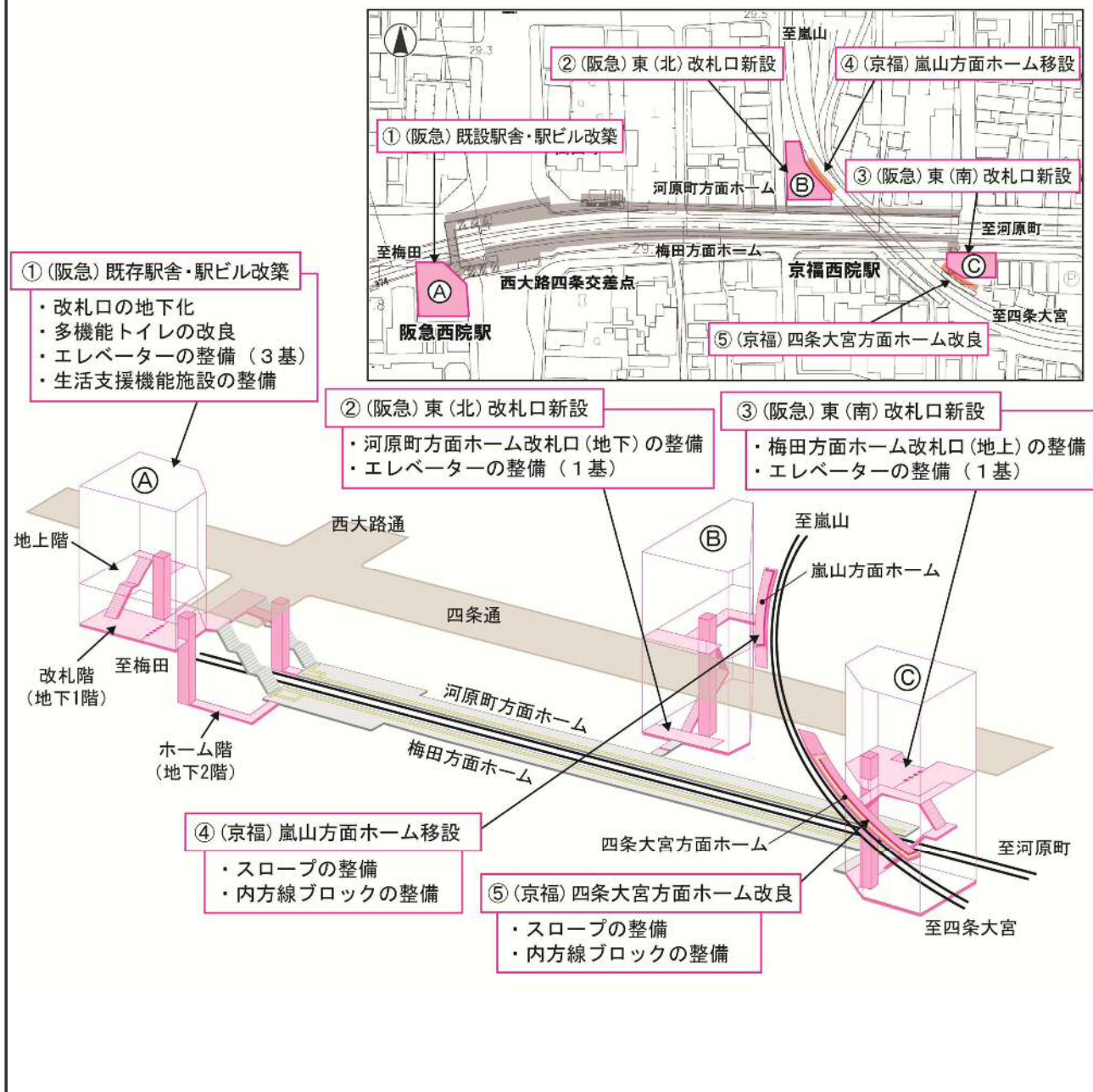
旅客施設のバリアフリー化の概要を表－１２，図－１２に示します。

表－１２ 旅客施設のバリアフリー化の概要

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通 特定事業	①既存駅舎・駅ビル改築 ・改札口の地下化 ・多機能トイレの改良 ・エレベーターの整備（３基） ・生活支援機能施設の整備	阪急西院駅	阪 急 電 鉄	平成 32 年度末までに実施
	②東（北）改札口新設 ・河原町方面ホーム改札口（地下）の整備 ・エレベーターの整備（１基）			平成 28 年度末までに実施
	③東（南）改札口新設 ・梅田方面ホーム改札口（地上）の整備 ・エレベーターの整備（１基）			
	④嵐山方面ホーム移設 ・スロープの整備 ・内方線ブロックの整備	京福西院駅	京福電気鉄道	平成 28 年度末までに実施
	⑤四条大宮方面ホーム改良 ・スロープの整備 ・内方線ブロックの整備			
	⑥長期的な課題の検討	西院地区内の旅客施設	阪 急 電 鉄 京福電気鉄道	継続して実施を検討

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

阪急西院駅及び京福西院駅



図ー１２ 阪急西院駅及び京福西院駅のバリアフリー化の概要

(4) 車両のバリアフリー化の概要

「西院地区」内を発着する鉄道・軌道、路線バスの車両のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 鉄道・軌道車両

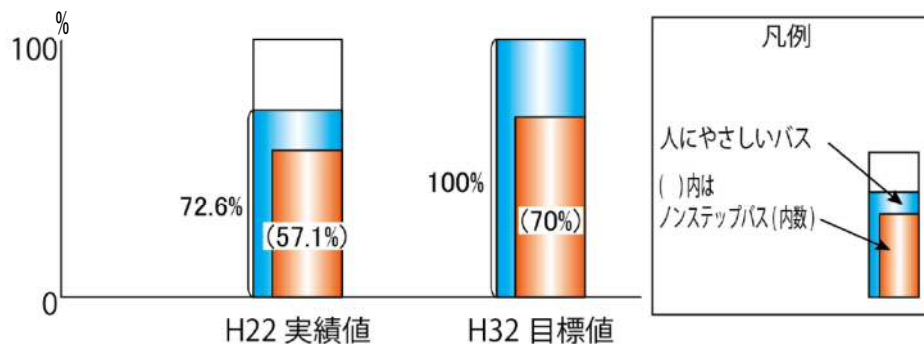
車両の改良や更新時に、車いすスペースの確保など国が定める「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両とするとともに、既存車両についても、扉が開くときにチャイムにより扉位置を知らせる装置を設置するなど、可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討します。

イ 路線バス車両

車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

<参考> 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に掲げる

路線バスのバリアフリー化の目標



人しやすいバスとは、ノンステップバス、ワンステップバス等のことをいいます。



ノンステップバス



ワンステップバス

2 道路のバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の道路のバリアフリー化の概要

「西院地区」内の道路のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 生活関連経路

「生活関連経路」においては、道路特定事業として段差・勾配の改善を行います。

イ その他の取組

(ア) 生活関連経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」以外の京都市が管理する道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努めます。

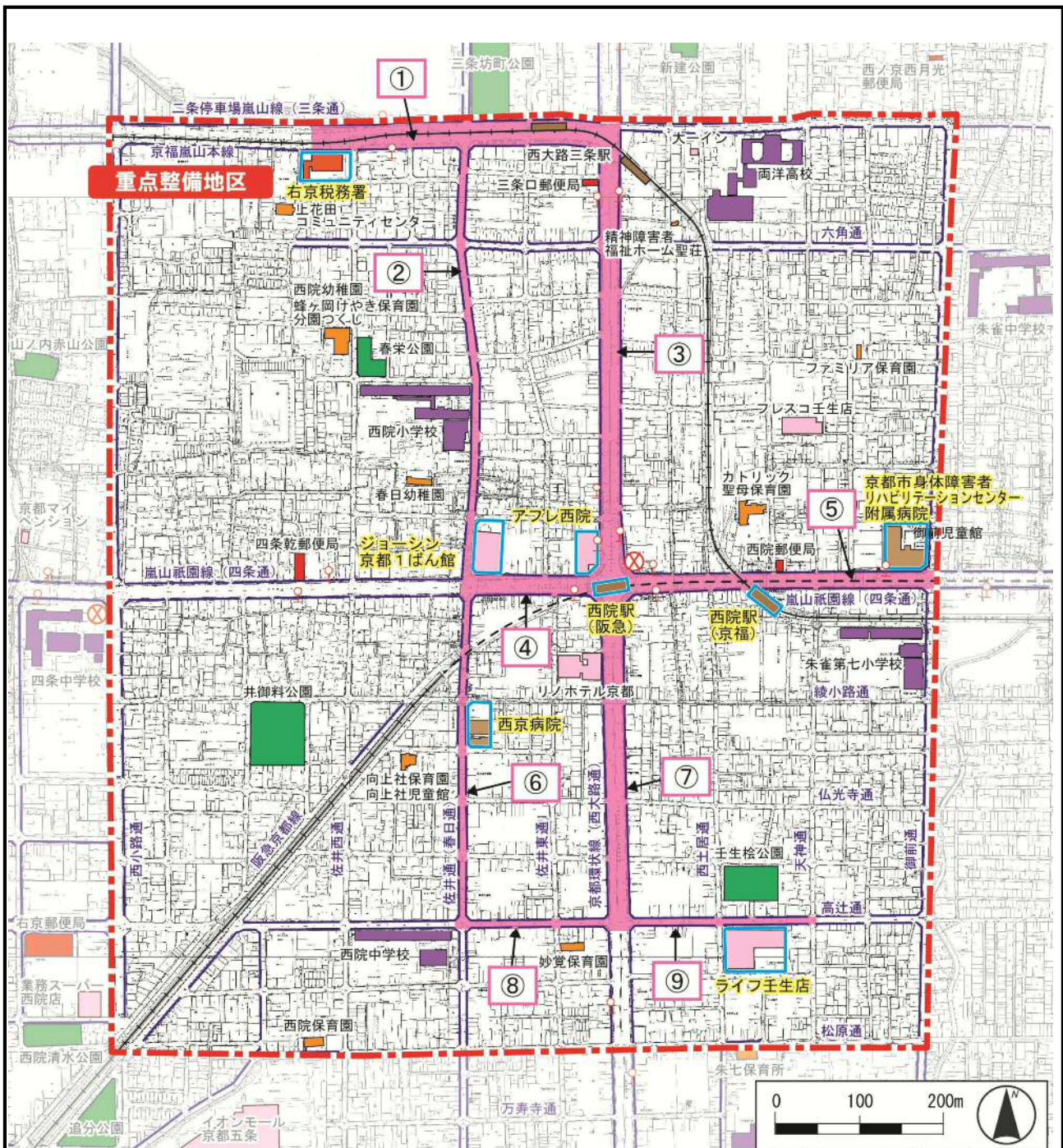
(イ) 安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「京都市自転車総合計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅周辺の放置自転車対策については、鉄道・軌道事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

道路のバリアフリー化の概要を表－１３，図－１３に示します。

表－１３ 道路のバリアフリー化の概要

	経 路	路 線	事 業 内 容	目 標 年 次
道路特定事業	生活関連経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通)	段差・勾配の改善	平成 32 年度末までに実施
	生活関連経路②	一般市道 佐井通 (春日通)		
	生活関連経路③	主要市道 京都環状線 (西大路通)		
	生活関連経路④	主要市道 嵐山祇園線 (四条通)		
	生活関連経路⑤	主要市道 嵐山祇園線 (四条通)		
	生活関連経路⑥	一般市道 佐井通 (春日通)		
	生活関連経路⑦	主要市道 京都環状線 (西大路通)		
	生活関連経路⑧	一般市道 高辻通		
	生活関連経路⑨	一般市道 高辻通		
その他の取組	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化	継続して実施を検討



※黄色文字は生活関連施設

生活関連経路①～⑨

●段差・勾配の改善

凡 例			
	旅客施設（鉄道・軌道）		教育施設
	官公庁施設		観光・文化施設
	福祉施設		都市公園
	医療施設		公益サービス施設
	商業施設		交番
	生活関連施設		バス停
	① 生活関連経路		歩道
	重点整備地区		

図－13 道路のバリアフリー化の概要

3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要

(1) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

(2) 都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

(3) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

(4) 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、阪急西院駅、京福西院駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、国が定める「移動等円滑化基準」に沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

5 「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ①情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ②情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

今後、継続的に取り組むソフト施策の概要を表－１４に示します。

表－１４ ソフト施策の概要

	内 容	具 体 例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや冊子、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告を活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法に関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置
		駅における介助体験、疑似体験
		高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
	地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験によるボランティア意識の醸成
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人に対して適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルによる接遇教育の実施
		改札口への「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討
		介助体験、疑似体験による訓練、研修の実施
	違法駐車・駐輪などの防止	違法駐車・駐輪、看板類など、円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報・啓発活動
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信（京都市や公共交通事業者のホームページ） バリアフリーマップの作成（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設）
	駅や歩行経路における情報提供の充実	すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

「西院地区基本構想」に位置付けられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制により推進します。

1 連絡会議による進行管理

「西院地区基本構想」の策定に向けて協議・検討を行ってきた連絡会議については、「西院地区基本構想」策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、「西院地区」内のバリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

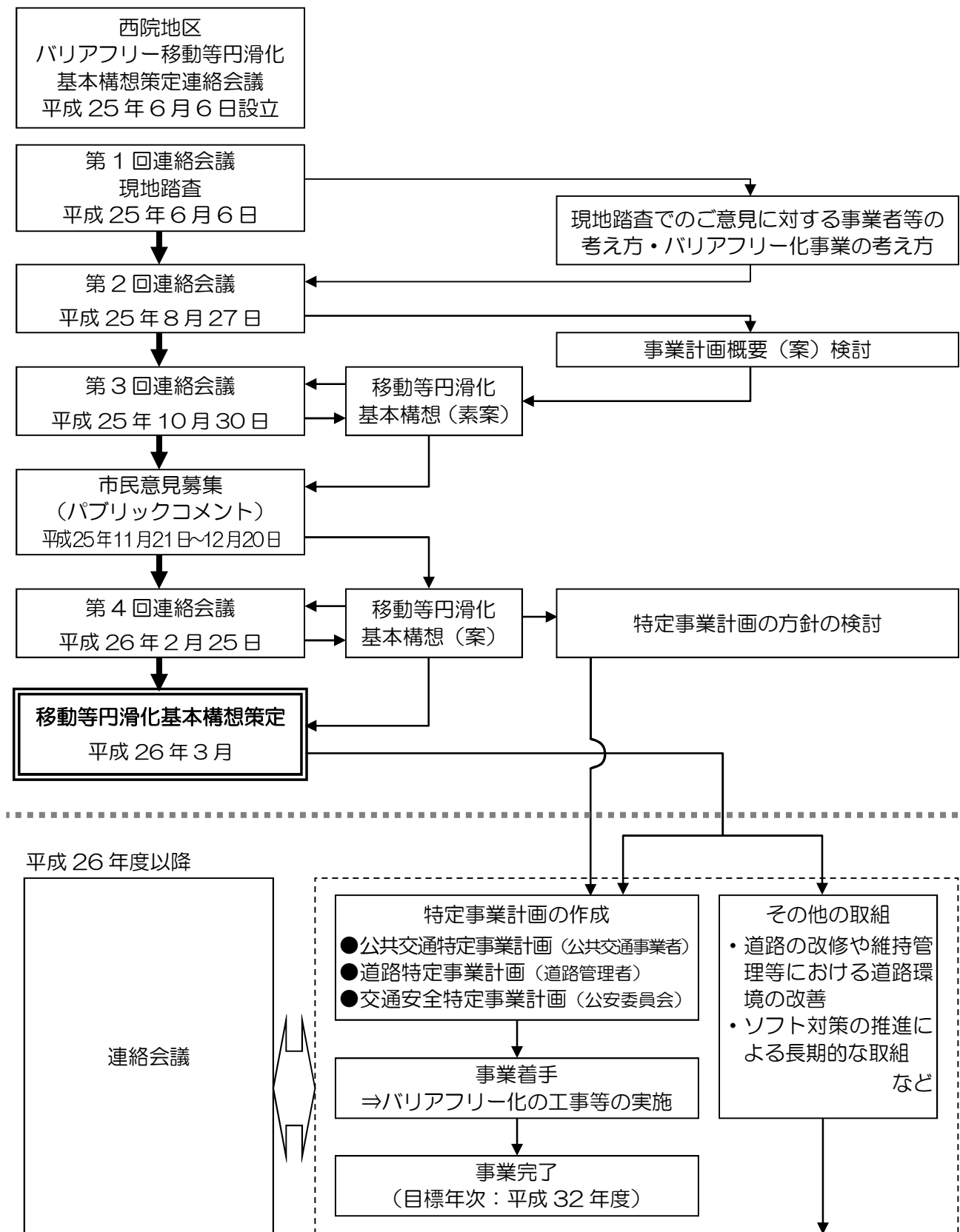
2 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信

京都市や鉄道・軌道事業者等は、「西院地区」をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

3 その他のバリアフリー化の取組の推進

「西院地区」内のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を図ー14に示します。



※特定事業以外の事業についても可能な限り平成 32 年度までに完了するよう努めるとともに、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。
 ※全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

図ー14 バリアフリー化事業の推進体制

第1回「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」〔現地踏査〕の概要

1 調査の概要

- (1) 実施日：平成 25 年 6 月 6 日（木） 13:00~17:00

- (2) 参加者：総数 52 名

班 別： 駅 班： 調査員 19 名

道路 1 班：調査員 12 名

道路 2 班：調査員 10 名

道路 3 班：調査員 11 名

※随行者含む



2 調査の状況

駅 班



道路 1 班



道路 2 班



道路 3 班



3 意見交換の状況



「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧

< 敬称略，平成 26 年 2 月 25 日現在 >

役職・氏名（43 人）			備考
学識 経験者	神戸大学大学院海事科学研究科教授	小谷 通泰	議長
	京都女子大学家政学部生活造形学科准教授	井上 えり子	副議長
利用者 代表	一般社団法人京都市老人クラブ連合会中京区老人クラブ連合会事務局次長	芝田 眞造	
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会副会長	日野 勝	
	NPO 法人京都市肢体障害者協会理事	小坂 義夫	
	公益社団法人京都府視覚障害者協会	新谷 洋子	
	京都市聴覚障害者協会文化部長	戸田 啓子	
	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会副理事長	井上 日出男	
	公益社団法人日本オストミー協会京都府支部長	田桐 敬三	
	京都障害児者親の会協議会評議員	竹村 壽子	
	一般社団法人京都手をつなぐ育成会右京支部長	玉村 千恵子	
	社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会理事	小森 公明	
	京都市立総合支援学校 PTA 連絡協議会会長	中田 美保	
	京都市地域女性連合会常任委員	藤田 比沙子	
	NPO 法人京都子育てネットワーク	佐井 優子	
	公益財団法人京都市国際交流協会総務課長	井上 八三郎	
地元 代表	中京区朱雀第五学区市政協力委員連絡協議会会長	小川 幸治	
	中京区朱雀第七自治連合会会長	関 充利	
	右京区西院第一自治連合会会長	新井 純	
	右京区西院第二自治連合会会長	安藤 彦三	
交通 事業者	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部技術部課長	片岡 孝視	
	京福電気鉄道株式会社鉄道部技術課長	野々村 洋一	
	京都バス株式会社取締役運輸部長	清水 克之	
	京都市交通局自動車部技術課バス待ち環境担当課長	植田 公一	
関係 行政 機関	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	池田 広三	オブザーバー
	京都府建設交通部交通政策課長	村尾 俊道	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通企画課長	富永 良介	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通規制課長	宮路 正美	オブザーバー
	京都府中京警察署長	山形 克己	オブザーバー
	京都府右京警察署長	鈴木 泰年	オブザーバー
	京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長	北川 博巳	オブザーバー
	京都市都市計画局都市企画部都市計画課長	松田 尚也	
	京都市都市計画局建築指導部建築審査課長	中山 雅永	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長	別府 正広	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長	高松 幸男	
	京都市建設局土木管理部自転車政策課長	芳賀 正昭	
	京都市建設局土木管理部西部土木事務所長	西田 哲也	
	京都市建設局道路建設部道路環境整備課事業促進担当課長	小島 勉	
	京都市建設局水と緑環境部緑政課長	三宅 義彦	
	中京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	金子 宣幸	オブザーバー
	中京区役所福祉部支援保護課長	石村 朋子	オブザーバー
	右京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	秋丸 隆之	オブザーバー
	右京区役所福祉部支援課長	中山 英之	オブザーバー



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索